

# 橿原市ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「子育てを支援してほしい(依頼会員)」「子育てを応援したい(援助会員)」という人が、それぞれ会員となり地域で相互が援助し合えるよう支援する活動です。

登録された会員の中から条件や要望にあった会員同士をファミリー・サポート・センター(アドバイザー)が紹介します。

## 会員の種類と条件

橿原市在住でファミリー・サポート・センター事業に賛同していただける方  
資格・性別は問いません。登録料は無料です。

**依頼会員**  
(支援してほしい方)

原則として1歳から小学生の乳幼児・児童がいる方  
※説明会(ファミリー・サポート・センター会則について)の受講が必要です。

**援助会員**  
(応援したい方)

心身ともに健康で、子育てに理解のある20歳以上の方で子育ての援助ができる方  
経験は問いません

**両方会員**

依頼会員と援助会員の両方を兼ねる方  
※援助会員・両方会員は、説明会と講習会(子どもの発達と病気、事故防止について)、普通救命講習の受講が必要です。

## こんな時に利用できる

- 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- 保育施設等までの送迎
- 学校の放課後の子どもの預かり
- 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- 塾の送迎
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

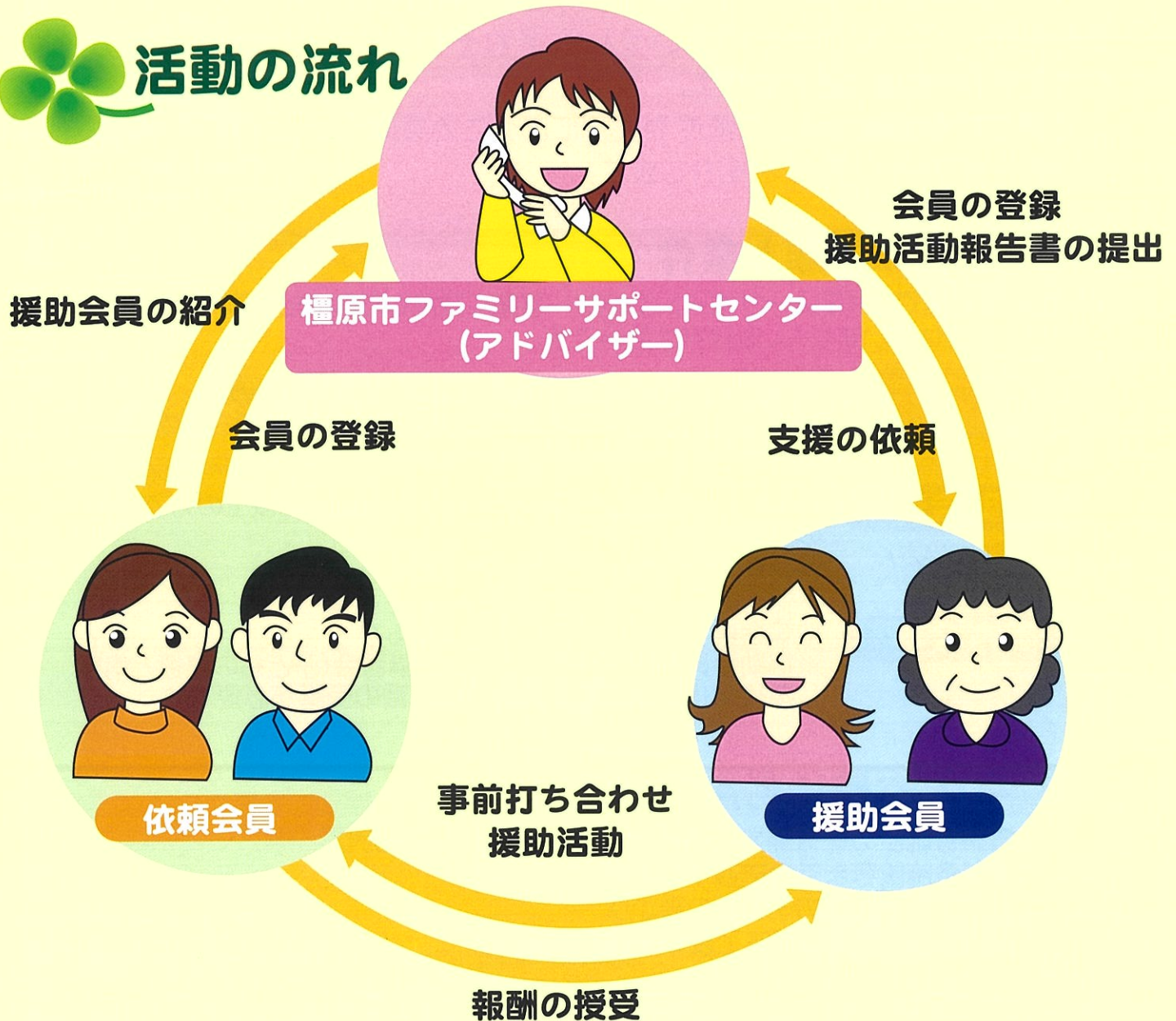
## 利用料金

区 分		報酬額 (児童1人につき)
平日 (月～金曜日)	8時～18時	1時間あたり <b>600円</b>
	上記以外の時間	1時間あたり <b>700円</b>
土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		1時間あたり <b>800円</b>

● 料金は活動終了後、依頼会員が援助会員に直接支払います。



# 会員を募集しています



- 子どもを預かる場所は、原則として援助会員の家庭です。
- 万が一の事故に備えて、会員はファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。  
(サービス提供会員傷害保険、賠償責任保険、依頼子ども傷害保険)  
保険料の個人負担はありません。  
自家用車での援助活動は賠償責任保険適用外です。



## ファミリー・サポート・センターの会員になるには

- センターが実施する説明会・講習会を受けて、入会申込書を提出して下さい。

申 込  
問 合 せ

ナビプラザ3F こども広場 ファミリー・サポート・センター  
TEL.0744-47-2330 (こども家庭課 0744-47-3707)  
FAX.0744-47-2331